

### チャイルドシート利用申込書

申込年月日 平成 年 月 日

申込者氏名		利用乳幼児 との続柄	
住 所			
電 話 番 号			

利用乳幼児	氏 名		年 齢	歳
	住 所		体 重	kg
貸 出 物 品	<input type="checkbox"/> チャイルドシート（ 台） <input type="checkbox"/> ジュニアシート（ 台）			
申 込 理 由				
貸 出 期 間	平成 年 月 日（ ）から 平成 年 月 日（ ）まで			
備 考				

社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会 殿

----- 社 協 記 入 欄 -----

返却日	平成 年 月 日
-----	----------

社協受付印

事務所長	係

確認欄	済 ・ 未→（ 年 月 日）
-----	----------------

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会  
チャイルドシート貸出事業実施要綱

(本人控)

(目的)

第1条 社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行うチャイルドシート貸出事業は、乳幼児の家族が臨時的にチャイルドシートを必要とする場合、これを貸し出すことにより、日常生活の負担を軽減し、子育て支援及び乳幼児の安全確保を図るものとする。

(対象者)

第2条 貸出の対象者は、赤磐市に居住する本会会員及びその家族で、以下に該当する者とする。

- (1) 臨時的にチャイルドシートの利用が必要な乳幼児の家族。
- (2) その他本会会長が必要と認めたもの。

(チャイルドシートの種類)

第3条 チャイルドシートの種類は別表のとおりとする。

(貸出方法)

第4条 チャイルドシートの貸出を受けようとする者は、チャイルドシート利用申込書（様式第1号）を本会に提出しなければならない。

(貸出期間)

第5条 チャイルドシートの貸出期間は、2週間以内とする。

(利用料)

第6条 利用料は無料とする。

(管理及び賠償)

第7条 貸出期間中におけるチャイルドシートの維持管理は、利用者の責任において行うものとする。

2 消耗的な故障等による修理費は、利用者の申し出により本会が負担する。ただし、その他の理由で貸出不能な状態と認められるものについては、利用者が貸出可能にするための実費を弁償しなければならない。

3 本会から貸出を受けたチャイルドシートを使用中、万一事故が起こった場合、本会は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

社協受付印

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

貸出期間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日予定

様

[貸出条件]

- ② 常に清潔に保持し、取扱説明書記載のとおり正しく使用すること。
- ③ 貸出の目的に反して使用しない。また、譲渡・交換等してはならない。
- ④ 返却時、シート部分等汚れが目立つ場合、取扱説明書記載のとおり洗濯等を行うこと。

[返却時確認項目]

- ① 取扱説明書及び必要な備品は揃っているか。 . . . . . □
- ② 本体にひび割れ、曲損、変色等の異常は無いか。 . . . . . □
- ③ シートベルト通し部分に損傷や変色はないか。 . . . . . □
- ④ 可動部分は正常に動くか。 . . . . . □
- ⑤ 可動部分は正常に固定できるか。 . . . . . □
- ⑥ ベルトに損傷やほつれはないか。 . . . . . □
- ⑦ ジュニアシートの頭部サポート、背もたれは正常に固定・解離するか。  
. . . . . □
- ⑧ シートの感触に異常は無いか。 . . . . . □
- ⑨ シートの洗浄はなされているか。 . . . . . □
- ⑩ 使用中の不具合の発生の有無 . . . . . 有 ・ 無
- ⑪ チャイルドシート等を落とすなどの衝撃の有無 . . . . . 有 ・ 無
- ⑫ 使用中の車両での事故の有無 . . . . . 有 ・ 無  
(有) の場合、状況について  
( )